

消防予第 100 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

防火対象物に係る表示制度の執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

企画調整係・制度係・防災管理係

伊藤(要)・齋藤(貴)・岩佐

Tel:03-5253-7523/Fax:03-5253-7533

E-mail: m.iwasa@soumu.go.jp

防火対象物に係る表示制度に関する執務資料について

平成 26 年 3 月
消防庁 予防課

(表示制度の対象について)

問 1 「消防法施行令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの」を表示対象物として取り扱うためには、(5)項イの用途に供する部分が存する階数及び収容人員等についての条件はあるか。

例えば、11 階建ての(16)項イに掲げる防火対象物(収容人員 60 人)で、(5)項イの用途が 1 階及び 2 階部分にのみ存しており、その部分の収容人員が 25 人の場合はどうか。

答 消防法施行令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項イの用途に供する部分が存するものについては、防火対象物全体について、階数が 3 以上(地階を除く。)で、消防法第 8 条の適用がある(収容人員 30 人以上)ものが表示対象物となり、(5)項イの部分の階数等の条件はない。

したがって、問で例示された防火対象物は、表示制度の対象となる。

問 2 表示マークを掲出している防火対象物が、表示マークの有効期間中に表示基準に適合した状況のまま、消防法第 8 条の適用を受けなくなった場合、表示マークは掲出できなくなるのか。

答 お見込みのとおり。

問 3 消防法施行令第 2 条の適用を受ける防火対象物で、ホテル・旅館等以外の部分において防火対象物点検報告に不備事項がある場合、表示マークを交付することができるか。

答 消防法施行令第 2 条の適用を受ける防火対象物については、同一敷地内の防火対象物の全てを一の防火対象物とみなして消防法第 8 条に係る表示基準に適合していることを判定するため、防火対象物点検報告において不備事項がある場合は、原則、表示マークを交付することはできない。

ただし、当該不備事項が、ホテル・旅館等以外の部分におけるものであって、

それが同一敷地内にあるホテル・旅館等の部分に影響を及ぼさない場合には、当該部分のみを審査の対象としても差し支えない。

(表示制度対象外施設について)

問4 表示制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者が「表示制度対象外施設通知書」の交付申請を行う場合、表示マークの交付申請と同様、防火対象物点検報告や特殊建築物等の定期調査報告などを実施し、その報告書を申請書に添付する必要があるか。また、当該通知書の有効期間は、表示マーク（銀）と同じ1年間か。

答 問に掲げる通知書の交付申請を行う場合、表示対象物と同様、法令上点検等の義務が生じない防火対象物についても、有資格者による点検等を行い、その結果を申請書に添付する必要がある。

また、「表示制度対象外施設通知書」の有効期間については、特に設けていないことから、査察等の機会を捉え、当該通知書の交付を受けた防火対象物における消防法令等の遵守状況を確認されたい。

問5 ホテル・旅館等からの「表示制度対象外施設通知書」の交付申請に基づく審査により、表示基準に適合していることが確認できなかった場合、その結果は、どのようにして当該ホテル・旅館等の関係者に伝えればよいか。

答 表示制度の対象外となる施設が表示基準に適合していない場合の通知書は定めていないため、口頭により申請者に回答いただきたい。

なお、表示制度の対象外となるホテル・旅館等の多くは、法令上防火対象物点検報告や特殊建築物等の定期調査報告などを実施する義務が課されていないものと考えられるため、自主的に実施する点検等の結果を確認し不備がある場合は、「表示制度対象外施設通知書」の交付を受けることができない旨を予め関係者に伝えるようにしていただきたい。

(既存不適格について)

問6 消防予第419号3(3)エについて、表示基準中の「建築構造等」に既存不適格として取り扱われている項目がある場合は、審査対象外として取り扱われることになるのか。

答 建築構造等（建築構造、防火区画及び階段）が、既存不適格として取り扱われている場合は、表示基準に適合していないこととなる。

問7 消防予第419号3(3)エにおいて、「既存不適格として取り扱っているものであっても、特定行政庁からの代替措置等の指導状況を確認すること等により、一

定の安全性が確保されていると認められるものについては、消防長又は消防署長の判断により審査の対象とすることができるものとする。」とあるが、消防庁において具体的な基準等を示す予定はないのか。

答 現時点で全国統一的な基準を示す予定はないが、平成26年4月以降、各消防機関において表示マークの交付申請に対する審査を行う中で、必要が生じた場合には検討したい。

(その他)

問8 防火対象物点検報告を実施する必要がないホテル・旅館等において、表示マークの交付申請をするために当該点検を実施し、その結果に不備が無い場合、表示マークの交付申請書に添付する点検結果をもって、「防火基準点検済証」を掲出することはできるのか。

答 消防法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物において、「防火基準点検済証」を掲出することはできない。

問9 表示マーク交付後に提出された防火対象物点検結果報告書において、不備事項があった場合には、即時、表示マークを返還しなければならないのか。

答 当該不備事項に係る改善状況を確認し、その結果、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合は、表示マークの返還が必要となる。

問10 表示マークの交付申請を行うにあたり、防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物についても、防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付することとなっているが、当該防火対象物に対し表示マーク（金）を交付した後、継続申請する際も、過去3年間、同様に点検を実施し報告書を添付する必要があるか。

また、表示マークの交付申請に基づく審査の結果、表示基準に適合していないことが明らかとなった場合、「表示基準不適合通知書」により通知し、表示マークを不交付とすることは、不利益処分に該当することにならないか。

答 消防法第8条の2の2に規定する防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物のホテル・旅館等の関係者が、表示マーク（金）の更新申請をする際は、消防法第8条の2の3に規定する特例認定を受けている防火対象物と同様、過去3年間の防火対象物点検資格者による点検の実施を要しないものとして取り扱われるたい。

また、表示マークの交付については、表示基準に適合しているという事実の公

表、情報提供という位置づけとなることから、表示マークの不交付は不利益処分に該当しないものである。

問 11 消防予第 419 号 3 (3) イにより、表示マーク交付後において、改めて申請者に対して、特殊建築物等の定期調査報告書の再提出を求めたものの、その要求に応じなかった場合、表示マークの返還請求を実施する必要があるか。

答 表示マークの返還事由に該当するものではないが、次回の表示マーク更新時に、最新の特殊建築物等の定期調査報告書が提出されなかった場合は、表示マークの返還対象となる旨等を相手方に伝え、当該報告書の提出を指導されたい。

なお、特定行政庁が定める期間内に特殊建築物等の定期調査報告が実施されていないことが明らかとなった場合は、表示基準に不適合となるため、表示マークの返還が必要となる。

問 12 建築構造等の審査については、定期調査報告書を活用することとなっているが、表示マークの交付申請が行われている防火対象物において、特殊建築物等の定期調査報告以外に、毎年、昇降機等定期検査、建築設備定期検査（非常用の照明装置や排煙設備等）等の実施が義務付けられている場合、これらの実施結果は表示基準に含まれるか。

また、含まれない場合、消防機関において審査対象に含めてよいか。

答 含まれない。

なお、消防予第 418 号 3 (2) に記載しているとおり、表示基準における点検項目は、消防機関において防火対象物の規模等に応じ追加できるものである。

問 13 消防予第 419 号 4 (7) に「表示マークの掲出を留保させるものとする。」とあるが、留保の方法について、表示マークを一時消防機関に返還する必要があるか。

答 表示基準の適合性についての調査結果が確定されるまでの間に、表示マークが掲出されないことが担保されるのであれば、返還の必要はない。

問 14 消防予第 418 号別添防火基準適合表示要綱 8 の表示マークの再交付において、表示マークを返還させた防火対象物に対し表示マークの再交付を行う場合、「表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。」とあるが具体的な期間はどの程度か。

答 表示マークの返還の理由となる違反等については、様々なものが考えられることから統一的な期間を示すことは困難であるが、表示マークの再交付を行う場合には、消防機関において、再度、同一の理由で返還請求を行うことのないよう、

当該違反等に係る対策の実施状況を確認できる期間を確保されたい。

問 15 表示マークの更新を行う場合や表示マーク（銀）から表示マーク（金）に変更となる場合、消防予第 419 号別記様式第 2 中「交付年月日」及び同号別記様式第 4 中「表示マーク交付年月日」には何を記載すればよいのか。

答 いずれも最初に表示マーク（銀）を交付した年月日とされたい。

問 16 消防予第 419 号 5（1）に「表示マークを変更した場合も、表示マークに記載する交付年月日は、変更しないものとする。」とあるが、表示マークの返還請求を行い、その後、表示マークの再交付を行った場合はどうなるのか。

答 表示マークの返還後、表示マークを再交付した場合は、再交付した日を基準日とする。

問 17 表示マークの交付申請に係る審査が平成 26 年 5 月 1 日に完了し、申請者に表示マークを交付する場合、消防予第 419 号別記様式第 2 「表示基準適合通知書」の交付年月日は平成 26 年 5 月 1 日付けとしてよいか、またその場合の表示有効期間はどうなるのか。

答 掲出開始日までに審査を終えたものについては、「表示基準適合通知書」の交付年月日を掲出開始日、表示有効期間を掲出開始日から 1 年間とされたい。

（例：掲出開始日が平成 26 年 8 月 1 日、審査終了日が平成 26 年 5 月 1 日の場合、「表示基準適合通知書」の右上の日付は平成 26 年 5 月 1 日、交付年月日は平成 26 年 8 月 1 日、表示有効期間は平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日となる。）

また、審査終了後から掲出開始日までに、消防予第 60 号 2（1）に基づく旅行関係者（個人を除く。）からの照会があった場合、同通知別記様式第 4 の 4 「表示マークの交付状況等」の項目については、「表示マーク交付済」にチェックした上で、前述の交付年月日及び有効期間を記載されたい。

問 18 新築のホテル・旅館等が表示マークの交付申請を行う場合には、既存の防火対象物と同様、申請書に必要な書類を全て添付しなければならないのか。

新築の場合は、営業開始前に消防機関や特定行政庁による検査等を受けていることを考慮すると、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書や特殊建築物等の定期調査報告書等を添付させることは、申請者に対し過度な負担を与えないことにならないか。

答 新築のホテル・旅館等から表示マークの交付申請が行われた場合は、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証や特定行政庁、又は指定確認検査機関で交付される検査済証などの新築時に必要な書類や、消防計画に基づく訓練の実施結果などにより判定基準に適合しているか否かを確認することができれば、消防予第419号2(3)に示す報告書等の添付を省略して差し支えない。

問19 消防予第419号2(3)表内、ただし書きのない報告書等は、添付を省略することはできないのか。

答 消防予第419号2(3)表内において省略に係るただし書きがないものについても、消防機関において審査に支障がないと判断できる場合は、当該添付書類を省略しても差し支えない。

【用語の定義】

この執務資料で使用される用語は、次の定義に従うものとする。

(1) 「消防予第418号」

防火対象物に係る表示制度の実施について（平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知）

(2) 「消防予第419号」

防火対象物に係る表示制度の実施細目について（平成25年10月31日付け消防予第419号消防庁予防課長通知）

(3) 「消防予第60号」

防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（平成26年3月7日付け消防予第60号）